

第586回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和3年2月19日（金）

午後2時から

場所：県三の丸庁舎3階 共用会議室A

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 10名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 久慈川支流里川における水産動物採捕の禁止区域・
期間について（委員会指示）

第2号議案 令和3年度目標増殖量について（委員会公示）

6 報告事項

（1）アユ流下仔魚調査の結果について

7 その他

8 閉 会

指 示 (案)

(内水面漁場管理委員会)

茨城県内水面漁場管理委員会指示第 号

久慈川支流里川における水産資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 171 条第 4 項の規定に基づく同法第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 3 年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会
会 長 高 杉 則 行

次表左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。ただし、試験研究、教育実習又は増養殖用種苗の供給を目的とするものとして茨城県内水面漁場管理委員会の承認を受けたものは、この限りでない。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
久慈川支流里川のうち中の沢	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで

久慈川支流里川における水産動物の採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城県内水面漁場管理委員会指示第 号に係る水産動物採捕の承認に関する取扱いについては、次のとおりとする。

(申請書の提出)

第1 水産動物採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)に次の書類を添えて委員会に提出しなければならない。

- (1) 久慈川漁業協同組合の同意書(写し)
- (2) その他委員会が必要と認めた書類

(承認証の交付)

第2 委員会は、水産動物採捕を承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

第3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、承認証を携帯しなければならない。
- (2) 承認を受けた者は、採捕状況を採捕終了後速やかに委員会に報告しなければならない。

(承認内容の変更)

第4 承認を受けた者が、承認内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を提出して、委員会の承認を受けなければならない。この場合において、第1の規定を準用する。

(変更の承認)

第5 委員会は、第4の変更を承認したときは、遅滞なく承認証を書き換えて交付する。

(様式第1号)

水産動物の試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

久慈川支流里川における水産動物採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 採捕の目的

2 計画の概要

(1) 採捕の場所

(2) 採捕の期間

(3) 使用する漁具及び漁法

(4) 採捕に従事する者の住所及び氏名

(様式第2号)

茨内 第 号	
久慈川支流里川における水産動物の採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
使用する漁具 及 び 漁 法	
採捕従事者の 住所及び氏名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城県内水面漁場管理委員会 会 長 高 杉 則 行	

(様式第3号)

水産動物の試験研究等採捕の承認内容変更申請書

令和 年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

さきに承認を受けた久慈川支流里川における水産動物の採捕について、下記のとおり内容を変更したいので、申請します。

記

1 承認番号

2 変更しようとする事項

項 目	現 在 の 承 認 内 容	変 更 し よ う と す る 内 容

3 変更しようとする時期

4 変更しようとする理由

公 告 (案)

(内水面漁場管理委員会)

◎令和3年度目標増殖量公示

令和3年度第5種共同漁業権魚種に係る目標増殖量については、次のとおりとする。

令和3年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会
会 長 高 杉 則 行

1 放流事業

免許番号	対 象 漁 業 権 者 〔漁協同組合〕	目 標 増 殖 量												
		ふ な (kg)	う な ぎ (kg)	わかさぎ (万粒)	た な ご (千尾)	う ぐ い (kg)	あ ゆ (kg)	か じ か (千尾)	や ま め		さくらます (kg)	い わ な		
									稚 魚 (千尾)	成 魚 (kg)		稚 魚 (千尾)	成 魚 (kg)	
茨第2内共	常陸川	500		200										
茨第3内共	牛久沼	100	30	1,000										
茨第4内共	小貝川	200	10											
	鬼怒小貝	150	15											
	関 東	150	10											
	鬼怒利根	50	10											
	小計	550	45											
茨第5内共	鬼怒小貝	150	15					300						
	関 東	125	10											
	鬼怒利根	50	10											
	小計	325	35					300						
茨第6内共	鬼怒小貝				3									
	関 東	75	10											
小計	75	10		3										
茨第9内共	新利根	400		50										
茨第10内共	新利根	100		50										
茨第11内共	新利根	100	10											
茨第12内共	霞ヶ浦	200												
	桜 川	200		200				10						
	小計	400		200				10						

免許番号	対 象 漁 業 権 者 〔漁協 同 組 合〕	目 標 増 殖 量											
		ふ な (k g)	う な ぎ (k g)	わかさぎ (万粒)	た な ご (千尾)	う ぐ い (k g)	あ ゆ (k g)	か じ か (千尾)	や ま め		さ く ら ま す (k g)	い わ な	
									稚 魚 (千尾)	成 魚 (k g)		稚 魚 (千尾)	成 魚 (k g)
茨 内 共 第 13 号	那珂川第一	100	100	300							100		
	那 珂 川	100	50				300	2	5		50		
	小 計	200	150	300			300	2	5		150		
茨 内 共 第 14 号	大 瀬 沼	200	100	1,000			10						
茨 内 共 第 15 号	久 慈 川	350	100			500	2,000		40	800	200	3	
茨 内 共 第 17 号	大 北 川	350	5	100			300			750			5

(注) 1 特設漁場への放流分は除く。

2 こいについては、コイヘルペスウイルス (KHV) 病のまん延防止のため、当分の間、放流を見合わせることにし、目標増殖量は公示しない。

3 やまめ稚魚放流数量は、産卵直前の親魚を放流する方式に置き換えることが出来る。その際の数量は別に定める計算式により算出するものとする。

2 産卵場造成事業等

放流事業以外の魚種については、産卵場造成等の増殖手段を講ずること。

令和2年度目標増殖量委員会公示及び実績並びに令和3年度計画

免許番号	漁協名	魚種		ふな (kg)	うなぎ (kg)	わかさぎ (万粒)	たなご (千尾)	うぐい (kg)	あゆ (kg)	かじか (千尾)	やまめ稚魚 (千尾)	やまめ成魚 (kg)	さくらます (kg)	いわな稚魚 (千尾)	いわな成魚 (kg)	
		年度	公示 実績 計画													
茨内共第2号	常陸川	2	公示	500	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			実績	1,000	40	(200)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3	計画	500	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨内共第3号	牛久沼	2	公示	100	30	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			実績	200	40	(1,000)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3	計画	100	30	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨内共第4号	小貝川	2	公示	200	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			実績	200	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3	計画	200	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鬼怒小貝	2	公示	250	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			実績	250	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3	計画	150	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	関東	2	公示	150	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			実績	150	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3	計画	150	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鬼怒利根	2	公示	50	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		実績	50	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3	計画	50	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4号計	2	公示	650	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		実績	650	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3	計画	550	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
茨内共第5号	鬼怒小貝	2	公示	250	20	-	-	-	300	-	-	-	-	-	-	
			実績	250	15	-	-	-	300	-	-	-	-	-	-	
		3	計画	150	15	-	-	-	300	-	-	-	-	-	-	
	関東	2	公示	125	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			実績	125	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		3	計画	125	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鬼怒利根	2	公示	50	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			実績	100	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		3	計画	50	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5号計	2	公示	425	40	-	-	-	-	300	-	-	-	-	-		
		実績	475	45	-	-	-	-	300	-	-	-	-	-		
	3	計画	325	35	-	-	-	-	300	-	-	-	-	-		

一：漁業権対象外の魚種 ()：放流予定数量

令和2年度目標増殖量委員会公示及び実績並びに令和3年度計画

免許番号	漁協名	魚種		ふな (kg)	うなぎ (kg)	わかさぎ (万粒)	たなご (千尾)	うぐい (kg)	あゆ (kg)	かじか (千尾)	やまめ稚魚 (千尾)	やまめ成魚 (kg)	さくらます (kg)	いわな稚魚 (千尾)	いわな成魚 (kg)	
		年度	公示 実績 計画													
茨内共第6号	鬼怒小貝	2	公示				3									
			実績				3									
		3	計画				3									
	関東	2	公示	75	10											
			実績	75	10											
		3	計画	75	10											
6号計	2	公示	75	10		3										
		実績	75	10		3										
	3	計画	75	10		3										
茨内共第9号	新利根	2	公示	400		50										
			実績	400		(50)										
		3	計画	400		50										
茨内共第10号	新利根	2	公示	100		50										
			実績	100		(50)										
		3	計画	100		50										
茨内共第11号	新利根	2	公示	100	10											
			実績	100	10											
		3	計画	100	10											
茨内共第12号	震ヶ浦	2	公示	200												
			実績	200												
		3	計画	200												
	桜川	2	公示	200		200				10						
			実績	200		(200)				30						
		3	計画	200		200				10						
12号計	2	公示	400		200				10							
		実績	400		(200)				30							
	3	計画	400		200				10							

一：漁業権対象外の魚種 (): 放流予定数量

令和2年度目標増殖量委員会公示及び実績並びに令和3年度計画

免許番号	漁協名	魚種		ふな (kg)	うなぎ (kg)	わかさぎ (万粒)	たなご (千尾)	うぐい (kg)	あゆ (kg)	かじか (千尾)	やまめ稚魚 (千尾)	やまめ成魚 (kg)	さくらます (kg)	いわな稚魚 (千尾)	いわな成魚 (kg)	
		年度	公示													
茨内共第13号	那珂川第一	2	公示	100	100	500	-	-	-	-	-	-	100	-	-	
			実績	100	100	(500)	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-
		3	計画	100	100	300	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-
茨内共第13号	那珂川	2	公示	100	50	-	-	-	300	1.5	5	-	-	100	-	-
			実績	100	50	-	-	-	420	2.5	5	-	-	100	-	-
		3	計画	100	50	-	-	-	300	2.0	5	-	-	50	-	-
茨内共第13号	13号計	2	公示	200	150	500	-	-	300	1.5	5	-	-	200	-	-
			実績	200	150	(500)	-	-	420	2.5	5	-	-	200	-	-
		3	計画	200	150	300	-	-	300	2.0	5	-	-	150	-	-
茨内共第14号	大湊沼	2	公示	200	100	1,000	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-
			実績	200	100	(1,000)	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-
		3	計画	200	100	1,000	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-
茨内共第15号	久慈川	2	公示	400	100	-	-	500	2,000	-	56	800	200	3	-	
			実績	400	100	-	-	500	3,170	-	56	800	200	0	-	
		3	計画	350	100	-	-	500	2,000	-	40	800	200	3	-	
茨内共第17号	大北川	2	公示	350	5	100	-	5	300	-	-	750	-	-	5	
			実績	350	5	(100)	-	(5)	300	-	-	750	-	-	(5)	
		3	計画	350	5	100	-	-	300	-	-	750	-	-	5	

一：漁業権対象外の魚種 (): 放流予定数量

令和3年度 目標増殖量に係る調査結果

注 ●…令和3年度の計画量
○…その他

免許番号	漁協名	内 容
茨内共第2号	常陸川	●前年の公示量と同量としたい。 ○たねうなぎの自主放流、しじみの人工産卵・人工養殖・稚貝の放流を実施。えびの産卵場造成を引き続き実施したい。
茨内共第3号	牛久沼	●前年の公示量と同量としたい。 ○もつごの産卵場造成を実施。
茨内共第4号	小貝川 鬼怒小貝 関東 鬼怒利根	<小貝川> ●前年の公示量と同量としたい。 ○ふな・うなぎ・もつご・なまずの産卵場造成を引き続き実施したい。 <鬼怒小貝>
茨内共第5号	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根	●ふなは、遊漁者が減っており、予算が厳しいため、放流量を減らしたい。 ○あゆの産卵場造成を引き続き実施したい。 <関東>
茨内共第6号	鬼怒小貝 関東	●前年の公示量と同量としたい。 <鬼怒利根> ●前年の公示量と同量としたい。
茨内共第9号	新利根	●前年の公示量と同量としたい。 ○たなご・えび・どじょうは、おだ・真珠棚を用いて引き続き増殖を実施したい。
茨内共第10号		
茨内共第11号		
茨内共第12号	霞ヶ浦 桜川	<霞ヶ浦> ●前年の公示量と同量としたい。 <桜川> ●前年の公示量と同量としたい。 ○自主保護区域の設定。あゆ・おいかわの産卵場造成を実施したい。
茨内共第13号	那珂川第一 那珂川	<那珂川第一> ●わかさぎは、さけ稚魚に捕食されているようなので、放流量を減らしたい。 ○しじみの自主保護区域の設定。しじみ・ぼら・はぜ等の産卵場造成を引き続き実施したい。 <那珂川> ●さくらますは、遊漁者が減少しているため、放流量を減らしたい。 ○あゆ、さけの産卵場造成を引き続き実施したい。
茨内共第14号	大酒沼	●前年の公示量と同量としたい。 ○しじみの種苗生産・稚貝放流を実施。あゆ・うぐい・おいかわの産卵場造成を実施したい。えび・ぼら・はぜのおだを作成・設置したい。
茨内共第15号	久慈川	●ふな・やまめ稚魚は、コロナウイルスの影響により遊漁者が減少しているため、放流量を減らしたい。 ○あゆの一斉休漁の実施。あゆ・うぐい・おいかわの産卵場造成を実施したい。
茨内共第17号	大北川	●うぐいは、現存量も多いことから放流は見送り、産卵場造成を検討したい。 ○あゆの産卵場造成、わかさぎの人工ふ化を引き続き実施したい。

内水面第5種共同漁業権の増殖義務について

令和3年2月19日

茨城県農林水産部漁政課

1 内水面漁業の特性

内水面漁業は海面漁業と異なり、

- 資源が枯渇する恐れが大きく、増殖しなければ漁業が成り立たない性格のものが多い
- 河川は公共的性格が強く、漁業者や採捕者のほかに広範な遊漁人口を抱えているなどの特性があります。このため、海面の漁業制度とは別に、内水面のための制度が定められています。

- ・内水面漁業協同組合に漁業権を免許するとともに、水産動植物の増殖義務を課す。
- ・漁業権者と遊漁者との間においては、都道府県知事の認可を必要とする内水面漁業協同組合の遊漁規則により、その調整を図る（遊漁に関する制限、遊漁料の設定等）。

2 内水面の漁業権（第5種共同漁業権）に関する規定

内水面における漁業権の免許にあたっては、増殖が必要であることが、漁業法の中に明記されています。

○漁業法（抜粋）

（内水面における第5種共同漁業権の免許）

第168条

内水面における第5種共同漁業（中略）は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第169条

都道府県知事は、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会（中略）の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。
- 3 前項の場合には、第89条第3項から第7項までの規定を準用する。
- 4 農林水産大臣は、内水面における水産動植物の増殖のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第1項の規定による命令をすべきことを指示し、又は当該命令に係る増殖計画を変更すべきことを指示することができる。

3 その他

水産庁長官通達等により、第5種共同漁業権の増殖義務に関する指針が示されています。

○水産庁長官技術的助言（平成24年6月8日付け 24水管第684号）（抜粋）

<漁場計画の樹立について>

7. 第5種共同漁業権について

- (2) 増殖とは、人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床造成等の積極的人為手段により採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の重量を増加せしめる行為に加え、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要としないが、単に漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物にかかる制限又は禁止等消極的行為に止まるものは含まれない。
- (5) 第5種共同漁業権については、漁業権者が増殖をする場合でなければ設定できず、また、漁業権者が増殖を怠った場合には当該漁業権を取り消さなければならないものであるため、以下の事項に留意されたい。

イ 毎年度の目標増殖量等

漁業権免許後は、漁業権者が計画的に資源の拡大的増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等を県公報で一括公示すること。委員会が毎年目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮されたい。

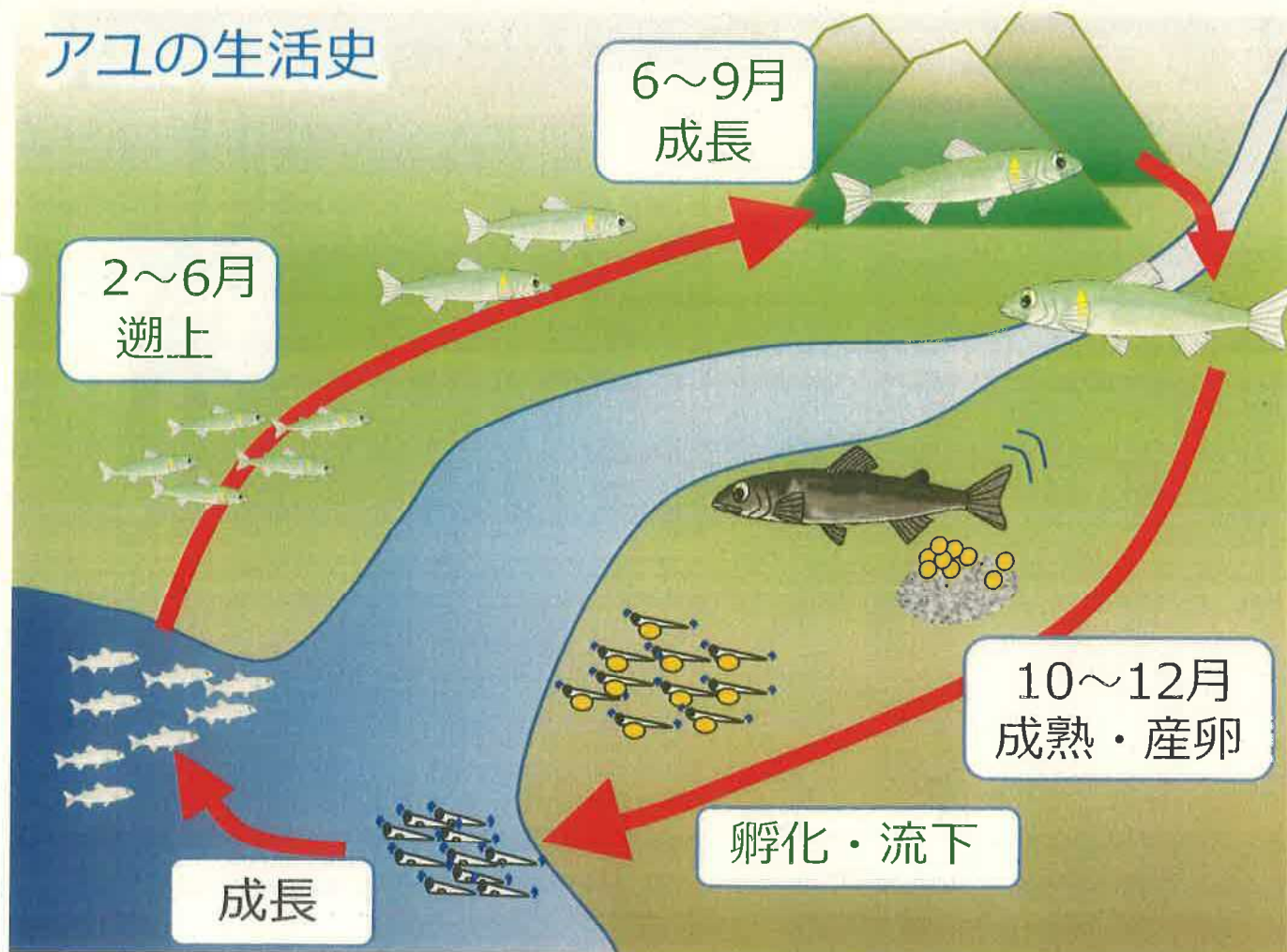
(中 略)

なお、知事及び委員会は、漁業権者がこの目標増殖量等を達成するよう指導するとともに、毎年、漁業権者から増殖実施量等の報告を求めることとされたい。

アユ流下仔魚調査の結果について

茨城県水産試験場内水面支場
外山 太一郎

アユの生活史



アユ流下仔魚調査地点



調査場所1：落合橋（久慈川本流 河口距離約9 km）



調査場所2：新落合橋（里川 河口距離約9 km）

アユ流下仔魚調査地点



調査場所1：落合橋（久慈川本流 河口距離約9 km）



台風による増水で崩落したため
令和元年度から調査中止

調査場所2：新落合橋（里川 河口距離約9 km）

アユ流下仔魚調査の方法



◀ 橋の上から稚魚ネットを垂下しているところ

稚魚ネットに入った仔魚を▶
集めているところ



アユ流下仔魚調査の方法

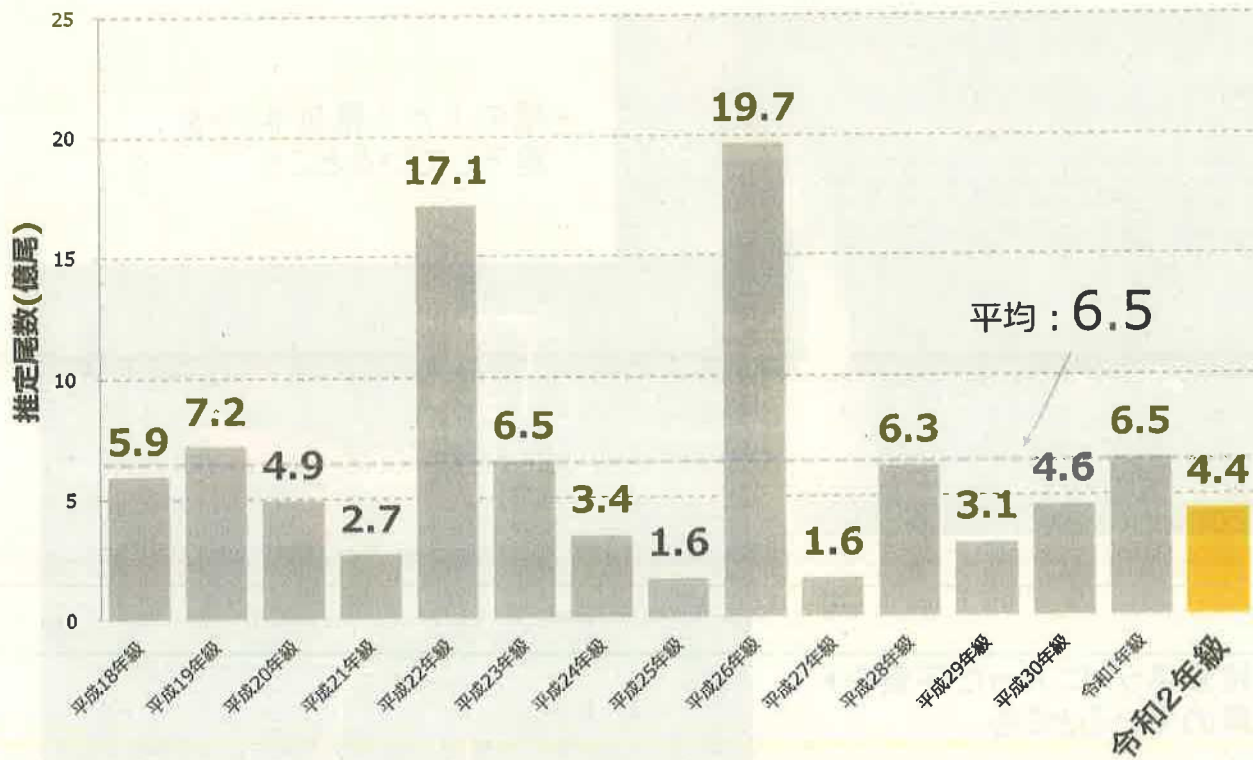


実験室で染色した稚魚▶
(食紅で赤くなっている)

◀ 採集された稚魚(動画)

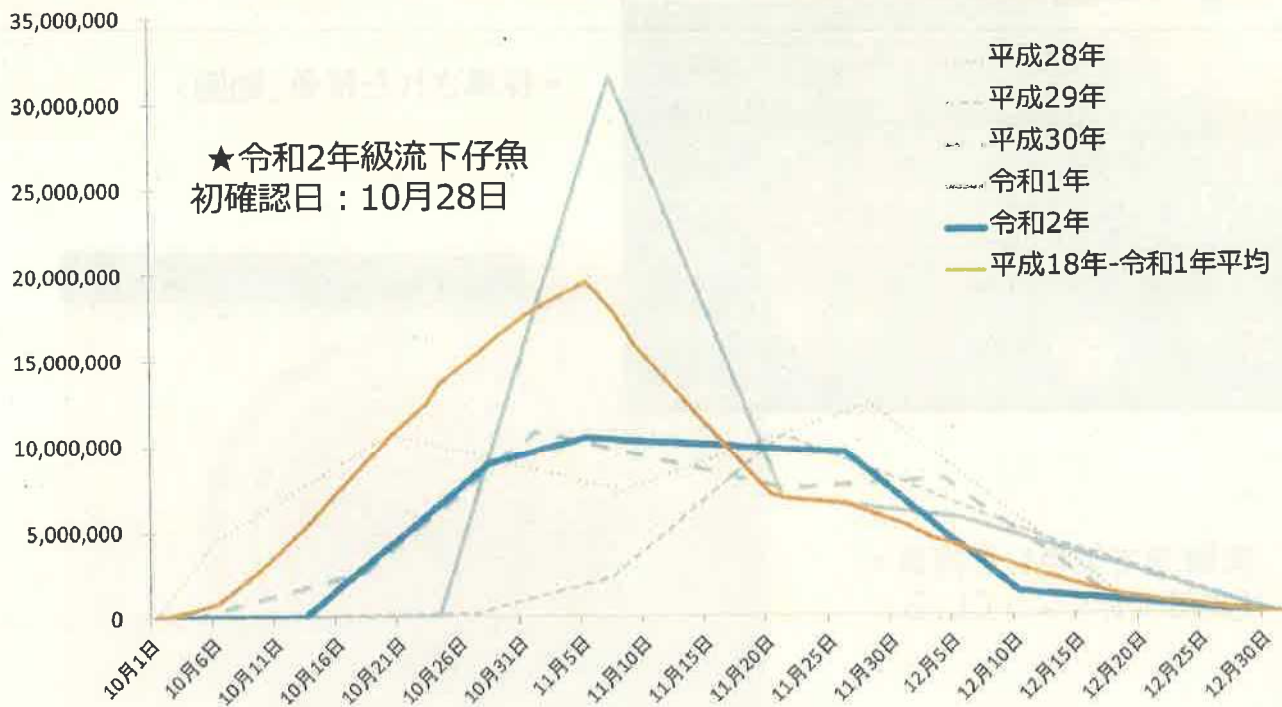


令和2年級アユ流下仔魚調査結果



平成18年から令和2年にかけての年級別流下量

令和2年級アユ流下仔魚調査結果



10月から12月にかけての日別流下量 (平成28年～令和2年)

令和2年級アユ流下仔魚調査結果

まとめると・・・

- ・令和2年級の流下仔魚量は4.4億尾で、平成18年から令和元年までの平均の6.5億尾とほとんど変わらないか、やや少ない
- ・令和2年級の流下仔魚の初確認日は10月28日で、例年よりも遅かった
- ・流下のピークは11月上旬から11月下旬まで緩やかに続いた

今後のアユ調査の予定 遡上調査(2～5月)



- ・遡上期にあたる2月下旬～5月まで毎週調査
- ・那珂川：千代橋 久慈川：堅磐堰
- ・結果は毎回の調査終了後に水試ホームページにアップロード

